榛 名 湖 漁 業 協 同 組 合 遊 漁 規 則 (共第18号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、榛名湖漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第 18号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(マス、コイ、フナ、ワカサ ギをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定 めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。
- 2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、期間1年の場合は遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間等を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十一条に規定する場合を除き、期間1年の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者(第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十一条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。
- 4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料 を組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水産動物	期間	
マ ス (ヤマ メ、サクラマス、イ ワナを除く。以下同 じ。)	1月1日から12月31日まで	
コイ・フナ	1月1日から12月31日まで	
ワカサギ	9月1日から翌年3月7日まで	

(漁具漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その 規<u>模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなけ</u>ればならない。

漁具漁法	規模
手 釣	1人につき1本
竿 釣	1人につき3本

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

	制 シンガル 日 近 1点 で) 'A V 'o	
ア漁具漁法	イ水産動物 ウ	区 域	工期	間
船使用漁法を除く全漁具漁法	全魚種 漁		の午後5 で 4月1 午後6時 9月1	1日から3月31日まで時から翌朝6時30分ま日から8月31日までのから翌朝5時まで日から11月30日まで時から翌朝6時まで
船使用漁法	全魚種 漁		で 組合が までの午 9月1	日から組合が定める日ま 定める日から8月31日 後5時から翌朝6時まで 日から12月31日まで 時から翌朝6時まで

- 3 氷上の穴釣りは、穴の直径15cm以上のものを利用してはならない。また、使する穴の数は、1人につき2ヶ以内とする。
- 4 第二項及び前項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。
- 5 前項の制限は、組合の掲示場に掲示し、公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の左欄に掲げる区域においては、右欄の期間中遊 漁しはならない。

区	域	期間
キャンプ場西方の標柱を中心としの榛名湖	半径100mの区域	1月1日から 12月31日まで
組合管理のワカサギ増殖施設を中東西200mの区間(湖岸線より		4月1日から 12月31日まで

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水産動物	全 長
マス	15cm以下
	15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に、300円を加算した額とする。なお、4級以上の肢体不自由者の全魚種の期間1年の遊漁料は、次の表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊 漁 料
全魚種	徒手採捕	1 目	700円
	手 釣 竿 釣	1 年	5,250円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとお りとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
中 学 生	全魚種	徒手採捕 手 釣 竿 釣	1 日	無料

3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間 1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができ る。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第八条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があった ときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為を してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の底を撹はんしてはならない。

(漁場監視員)

- 第十条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であること を表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を 命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付 した遊漁料の払い戻しはしないものとする。
- 平成26年3月19日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-7号

◆◆◆注意事項◆◆◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求める ものとする。

◆◆◆注意事項◆◆◆

別 表 遊漁証取扱所

万リ	衣 遊盘証取扱所		 	
NO	名称	所 在 地	電話番号	備考
1	ふじや 唐澤礼光	高崎市榛名湖町847	027 (374) 9111	
2	白樺亭 茂木睦子	高崎市榛名湖町848	027 (374) 9031	
3	いちみや 一宮和弘	高崎市榛名湖町848	027 (374) 9418	
4	長尾亭 横山千春	高崎市榛名湖町848	027 (374) 9250	
5	四季亭 石川律一	高崎市榛名湖町848	027 (374) 9321	
6	つるや 小山弘子	高崎市榛名湖町848	027 (374) 9523	
7	榛名観光 野口正博	高崎市榛名湖町847	027 (374) 9160	
8	ロマンス亭 園田一孝	高崎市榛名湖町848	027 (374) 9217	
9	エブァ 江原礼子	高崎市榛名湖町185	027 (374) 9525	
10	山楽町田美津子	高崎市榛名湖町847	027 (374) 9503	
11	セゾンドはるな 倉品万代	高崎市榛名湖町847	027 (374) 9611	
12	榛名湖ヘルスセンター 久保田雪枝	高崎市榛名湖町846	027 (374) 9421	
13	甲子亭 唐沢睦幸	高崎市榛名湖町186	027 (374) 9231	
14	湖畔亭 門倉和行	高崎市榛名湖町847	027 (374) 9511	
15	大蔵坊こばやし 小林信彦	高崎市榛名湖町845	027 (374) 9311	
16	あさひ亭 堀口昭雄	高崎市榛名湖町845	027 (374) 9305	
17	共栄山荘 田部井武美	高崎市榛名湖町840	027 (374) 9237	
18	榛名 スカイライン 清水武義	高崎市榛名湖町845	027 (374) 9528	
19	榛名湖レストハウス 大森健一	高崎市榛名湖町185	027 (374) 9408	
20	水月亭 野口幸江	高崎市榛名湖町847	027 (374) 9128	
	1	I	<u>. </u>	